

## 2013 年版 社労士受験教科書 〈追録〉

本追録は、「2013 年版 社労士受験教科書」に掲載した法令等について、その発刊後に公布・公表された改正点等のうち、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用基準日である平成 25 年 4 月 12 日現在において施行されている部分をお伝えするものです。

本追録中の“**社**p.”は、「2013 年版 社労士受験教科書」の対応ページを指します。

### 労働基準法

#### ●有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準

1 条の「契約締結時の明示」を削除することとされました〔1 契約締結時の明示-①～③を削除〕（平 24.10.26 厚労告 551 号）。

[H25.4.1 適用] **社**p.16

#### ●労働条件の明示（絶対的明示事項・書面の交付による明示事項）

絶対的明示事項について、「労働契約の期間」の次に、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準（期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限る）」が追加されました（則 5 条 1 項；改正）。

さらに、この事項については、書面の交付による明示が必要とされました（同条 2 項）。

なお、この事項は、就業規則の絶対的記載事項とはなっていません。

[H25.4.1 施行] **社**p.17, 18

#### ●退職手当の支払

郵政民営化法等の改正に伴い、表題の規定において、「郵便為替」という部分が、「郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書」に改められました（則 7 条の 2 第 2 項；改正）。

[H24.10.1 施行] **社**p.32

#### ●休憩の例外（休憩を与えなくてもよい者）

郵政民営化法等の改正に伴い、表題の規定において、「屋内勤務者 30 人未満の郵便局」という部分が、「屋内勤務者 30 人未満の日本郵便株式会社の営業所（郵便窓口業務を行うものに限る）」に改められました（則 32 条 1 項；改正）。

[H24.10.1 施行] **社**p.55

### 徴収法

#### ●雇用保険率

平成 25 年度の雇用保険率が告示されましたが、平成 24 年度と同じ率でした（平 24.12.19 厚労告 588 号）。

事業の種類	平成 24 年度	平成 25 年度
一般の事業	1,000 分の 13.5	
農林水産業 <sup>(注)</sup> 清酒製造業	1,000 分の 15.5	
建設の事業	1,000 分の 16.5	

(注) 一定の事業には、一般の事業の雇用保険率が適用されます。

<平成 25 年度の雇用保険率の内訳>

	雇用保険率	失業等給付に係る率		二事業に係る率
		被保険者負担	事業主負担	
一般の事業	1,000 分の 13.5	1,000 分の 5	1,000 分の 5	1,000 分の 3.5
農林水産業[一部を除く] 清酒製造業	1,000 分の 15.5	1,000 分の 6	1,000 分の 6	1,000 分の 3.5
建設の事業	1,000 分の 16.5	1,000 分の 6	1,000 分の 6	1,000 分の 4.5

[H25. 4. 1 適用] **社** p. 368, 410

●労働保険料の還付

年度更新の際の超過額の還付及び有期事業のメリット制適用の際の差額の還付に関する事務（還付請求書の受理・還付）は、「所轄都道府県労働局資金前渡官吏」が行うこととされていましたが、「**官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏**」が行うこととされました（則 1 条 1 項, 36 条 ; 改正）。

[H25. 1. 1 施行] **社** p. 389, 402

●雇用保険印紙

郵政民営化法等の改正に伴い、雇用保険印紙に係る規定において、「郵便事業株式会社の営業所又は郵便局」という部分が、「**日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る）**」に改められました（則 41 条 1 項, 43 条 1 項・2 項 ; 改正）。

**改正後** ・雇用保険印紙の購入の手続→「・・・雇用保険印紙購入申込書に必要事項を記入し、雇用保険印紙を販売する**日本郵便株式会社の営業所**に提出して雇用保険印紙を購入します。」  
 ・雇用保険印紙の買戻し→「・・・雇用保険印紙を販売する**日本郵便株式会社の営業所**に雇用保険印紙購入通帳を提出し、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができます。」

[H24. 10. 1 施行] **社** p. 391

**健康保険法**

●協会けんぽの介護保険料率

平成 25 年 3 月 1 日以降の介護保険料率が、協会から公表されましたが、変更はありませんでした。

・協会の介護保険料率…平成 25 年 3 月 1 日からも 1,000 分の 15.5

[H25. 3. 1 適用] **社** p. 444

●嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱い

退職後に継続して再雇用される場合に、使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出することができる取り扱いの対象となる者が、次のように改められました（平 25. 1. 25 保保発 0125 第 1 号ほか）。

**改正前** 特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者

**改正後** 60 歳以上の者

[H25. 4. 1 適用] **社** p. 438

### ●70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置

70歳以上の被保険者・被扶養者であって、一部負担金・自己負担の割合が2割の者（一定以上所得者に該当しない者）について、その割合を実質的に1割負担とする特例措置の適用期限が、「平成26年3月31日まで」とされました〔1年間延長〕（平25.2.26保発0226第6号）。

※ 国民健康保険法・船員保険法においても同様です。

〔H25.4.1適用〕**社**p.451, 464, 702

## 国民年金法・厚生年金保険法

### ●年金額の改定

平成25年度の年金額については、本来水準の額、物価スライド特例措置に特例水準の額ともに、変更はありませんでした（平成24年度と同額）。

・改定率…平成25年度も0.982

※例外的に、新規裁定者・既裁定者ともに物価変動率〔1.000〕で改定（結果的に改定なし）。

・物価スライド特例措置に係る率…平成25年度も0.978

※物価に変動がなかった（下落しなかった）ので改定なし。

〔H25.4.1適用〕

**社**p.486, 527, 532, 533, 534, 548, 549, 556, 557, 627, 628, 629, 631, 632

## 国民年金法

### ●保険料（保険料改定率）の改定

平成25年度における保険料改定率が、「0.951」とされました。

したがって、平成25年度における国民年金の保険料は、 $15,820 \text{ 円} \times \text{保険料改定率 } 0.951 = 15,044.82 \text{ 円} \rightarrow \text{端数処理} \rightarrow \text{「15,040 円」}$ となります。

〔H25.4.1施行〕**社**p.509

### ●脱退一時金の額

保険料額の引き上げに応じた自動改定の規定により、平成25年度における国民年金の脱退一時金の額は、次の金額とされました。

対象月数	平成25年度
6月以上12月未満	<u>45,120 円</u>
12月以上18月未満	<u>90,240 円</u>
18月以上24月未満	<u>135,360 円</u>
24月以上30月未満	<u>180,480 円</u>
30月以上36月未満	<u>225,600 円</u>
36月以上	<u>270,720 円</u>

〔H25.4.1施行〕**社**p.569

## 厚生年金保険法

### ●支給停止調整開始額等

平成25年度においては、60歳代前半の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整開始額・支給停止調整変更額に変更はありませんでした（平成25年度も28万円・46万円）。

また、60歳代後半・70歳以上の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整額にも変更はありませんでした（平成25年度も46万円）。

[H25.4.1 施行] 社 p.620, 633, 638

## 労働一般常識

### ●労働契約法

平成25年4月1日から、次の2つの規定が施行されることになりました。

#### <有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換（法18条；新設）>

- 1 同一の使用者ととの間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く）の契約期間を通算した期間（これを「通算契約期間」といいます）が5年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなされます。

この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、原則として、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除きます）と同一の労働条件とされます。

- 2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これを「空白期間」といいます）があり、当該空白期間が原則として6月以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入されません。

<補足> この規定の施行日（平成25年4月1日）の前に既に開始している有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入されません（平成24年労働契約法附則2項）。

注. この規定が施行されたため、「有期労働契約の更新等（雇止め法理の法定化）」の条文番号は、法18条から「**法19条**」に改められた。

#### <期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止（法20条；新設）>

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」といいます）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはなりません。

[H25.4.1 施行] 社 p.689